

(仮称) 世田谷区地域行政推進条例 (素案)

目次

前文

第1章 総則 (第1条—第3条)

第2章 地域行政制度の充実強化

第1節 基本方針 (第4条)

第2節 まちづくりセンター等の機能の充実強化 (第5条—第11条)

第3節 総合支所の機能の充実強化 (第12条—第16条)

第4節 その他の措置 (第17条—第20条)

第3章 地域行政推進計画等 (第21条・第22条)

第4章 雑則 (第23条)

附則

世田谷区では、昭和53年の基本構想を起点とし、「打てば響くまちづくり」を目指して、区の制度・組織の変革について検討を開始した。

約13年間にわたる検討と準備期間を経て、平成3年に、都市としての一体性を保ちながら、住民自治の実を挙げるため、区内を適正な地域に区分して地域の行政拠点を設置し、これを中核として総合的な行政サービスやまちづくりを実施する仕組みとして、地域行政制度を導入し、地域に総合支所を、地区に出張所を設置し、本庁との三層制のもとに区政運営を開始した。

世田谷区は、保健福祉や街づくりに関する事業の地域展開を行うとともに、平成17年には、行政経営改革の取組のもとで、窓口サービスの効率化と地区まちづくりの強化を目指し、出張所の窓口事務を7箇所に集約する出張所改革を行った。地区まちづくりを推進するため、身近なまちづくり活動の支援や地区防災力の向上、車座集会等での区民との対話等に取り組み、地域の実情に応じた行政サービスの提供と区民主体のまちづくりの支援を進めてきた。また、地域包括ケアの地区展開により、身近な地区における相談支援体制を整備し、住民同士が支え合う地域社会づくりに向けた取組を進めている。

しかし、高齢化の進展や単身世帯の増加等の世帯構成の変化、気候変動等による災害の多発化等に伴い、地域での支え合いの重要性が再認識される一方で、働き方の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大、デジタル技術の急速な発展等、地域社会にお

いては、多様な価値観により人と人との関わり方も変化している。また、出張所改革以降、情報通信技術を活用した窓口サービスの効率化を進めながらも、様々な新制度への対応や身近な所での区民生活の支援の強化等の必要性が高まっており、これに応じた業務の改善も課題となっている。

デジタル社会を見据えた窓口業務への転換をはじめとした行政サービスの改革が急務であるとともに、防災や防犯、介護、子育て、社会的孤立、貧困等多岐にわたる地域課題の解決に向けて、区は、地域コミュニティの多様な主体とともに、安全安心でより暮らしやすい地域社会づくりを一層推進しなければならない。

このような状況を踏まえ、区政運営の基盤である地域行政制度の充実強化を図るために、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、区政運営の基盤である地域行政制度の充実強化について必要な事項を定めることにより、地域特性に即した行政を総合的に推進するとともに、地区におけるまちづくりを推進し、もって住民自治の充実と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民 区内に住所を有する者をいう。
- (2) 区民等 区民、区内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び区内に存する学校に在学する者並びに町会・自治会、商店街、学校、特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、事業者その他の区内でまちづくりに取り組む団体をいう。
- (3) まちづくり 防災、防犯、福祉、環境その他の地域社会における課題の解決を図り、より暮らしやすいまちをつくるための取組をいう。
- (4) まちづくりセンター 世田谷区出張所設置条例（昭和40年3月世田谷区条例第2号）第1条のまちづくりセンターをいう。
- (5) まちづくりセンター等 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（介

護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項の地域包括支援センターであって、世田谷区（以下「区」という。）の委託を受けた法人が区内に設置するものをいう。）及び社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会をいう。

(6) 地区 世田谷区出張所設置条例別表第2に規定するまちづくりセンターごとの所管区域をいう。

(7) 地域包括ケアの地区展開 地区において、まちづくりセンター等が連携して、地域包括ケアシステム（高齢者、障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者等に対する、医療、介護、住まい、生活等の支援が包括的に確保される体制をいう。）による支援を推進することをいう。

(8) 総合支所 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例（平成2年11月世田谷区条例第46号）第1条の支所をいう。

(9) 児童館 世田谷区立児童館条例（昭和38年11月世田谷区条例第26号）第1条の児童館をいう。

(10) 本庁 次に掲げる区の機関等をいう。

ア 世田谷区組織条例（平成2年11月世田谷区条例第45条）第1条の規定に基づき設けられた部

イ 世田谷区組織規則（平成3年3月世田谷区規則第7号）第9条に規定する担当部

ウ 世田谷区児童相談所

エ 世田谷保健所

オ 世田谷区会計室設置規則（平成19年3月世田谷区規則第12号）第1条の規定に基づき設けられた会計室

カ 世田谷区教育委員会

キ 世田谷区立図書館条例（昭和41年10月世田谷区条例第44号）第2条第1項の中央図書館

ク 世田谷区選挙管理委員会

ケ 世田谷区農業委員会

(区の責務)

第3条 区は、地域行政制度の意義や目的を踏まえ、区民等が主体的にまちづくりに取り組むことができるよう、必要な支援の拡充に努めなければならない。

2 区は、地域行政制度の意義や目的を踏まえ、区民等が必要な行政サービスを利用することができる環境、体制等の整備に努めなければならない。

3 区は、区民参加が促進されるよう、区民等が区政に関する意見を述べることのできる環境の整備に努めなければならない。

第2章 地域行政制度の充実強化

第1節 基本方針

第4条 区は、次に掲げる基本方針に基づき、地域行政制度の充実強化を推進しなければならない。

- (1) 区民に最も身近な行政機関であるまちづくりセンター等の機能の充実強化を主眼とすること。
- (2) 区民に身近な行政拠点である総合支所の行政サービスを総合的に提供する機能及びまちづくりセンターの支援の強化を重視すること。
- (3) まちづくりセンター及び総合支所が集約した区民等の意見を区政運営に反映する仕組みの強化を進めること。
- (4) 行政のデジタル化を推進し、区民等の利便性の向上及び区民参加の増進を図るとともに、デジタル化への対応が困難な区民等への必要な支援に努めること。

第2節 まちづくりセンター等の機能の充実強化

第5条 前条第1号、第3号及び第4号に規定するまちづくりセンター等の機能の充実強化は、地区における次に掲げる機能に重点を置いてこれを行うものとする。

- (1) まちづくりに係る支援及び総合調整機能
- (2) 行政サービスの提供機能
- (3) 広報広聴機能
- (4) 防災に係る機能
- (5) 地域包括ケアの地区展開に係る機能

(まちづくりに係る支援及び総合調整機能の充実)

第6条 まちづくりセンターは、区民等に対して、人材の育成、活動の場の確保、情報の発信等に関する一層の支援を行うよう努めるものとする。

2 まちづくりセンターは、まちづくりの支援及び交流の機会づくりを通して、区民等、区の公共施設及び区以外の行政機関の相互連携を促す取組を進めるものとする。

3 まちづくりセンターは、地区の状況及び課題を明らかにし、これを区民等と共有するとともに、課題の解決に向けた調整に努めるものとする。

(行政サービスの提供機能の充実)

第7条 まちづくりセンターは、区民等の行政サービスに関する相談に応じた、必要な情報の提供、助言、関係所管との調整その他の必要な支援の強化を図るものとする。

2 まちづくりセンターは、情報通信技術を活用し、行政サービスの利便性の向上を図るものとする。

(広報広聴機能の充実)

第8条 まちづくりセンターは、情報通信技術等の多様な手段を用いて、区民等に地区の情報を発信し、及び区民等との情報の共有に努めるものとする。

2 まちづくりセンターは、情報通信技術等の多様な手段を用いて、区民等との対話を図り、地区における多様な意見を把握し、これをまちづくりの促進に活かすよう努めるものとする。

(防災に係る機能の充実)

第9条 まちづくりセンターは、情報通信技術等の多様な手段を用いて、地区において、区民等の防災意識の向上を図るよう努めるものとする。

2 まちづくりセンターは、第6条第2項に規定する交流の機会を活用した防災活動への参加の促進その他の区民等の主体的な防災活動に対する支援の強化を図るものとする。

(地域包括ケアの地区展開に係る機能の充実)

第10条 まちづくりセンター等は、情報通信技術等の活用により、福祉の相談窓口におけるサービスの充実を図るものとする。

2 まちづくりセンター等及び児童館は、地区における福祉に係る課題を解決するために必要な人材、場所、情報、技術等の社会資源の開発及び福祉に係るまちづくりについての区民等との協働を図るものとする。

(まちづくりセンターの体制強化)

第11条 区長は、第6条から前条までに規定するまちづくりセンターの機能の充実強化のために、人員の配置上の配慮、応援体制の整備、専門的な知識経験を有する者の派遣その他のまちづくりセンターの体制を強化する措置を講じなければならない

い。

第3節 総合支所の機能の充実強化

第12条 第4条第2号から第4号までに規定する総合支所の機能の充実強化は、次に掲げる機能に重点を置いてこれを行うものとする。

- (1) 区民の身近において総合的に提供する行政サービスに係る専門性
- (2) まちづくりセンターを支援する機能
- (3) 世田谷区支所の設置及び組織に関する条例別表に規定する総合支所ごとの所管区域（第15条及び第16条において「地域」という。）内の区民等の相互連携のための支援並びに区民参加の機会づくり
- (4) 地区における課題、区民からの提案等を受け止め、解決に結びつける機能
(行政サービスの専門性及び利便性の向上)

第13条 総合支所は、地域特性を踏まえ、行政サービスを区民に総合的に提供する拠点として、その専門性の強化を図るものとする。

2 総合支所は、情報通信技術を活用し、総合的に提供する行政サービスの利便性の向上を図るものとする。

(まちづくりセンターの支援の充実)

第14条 総合支所は、地区におけるまちづくりの支援を充実強化するため、その総合支所に属する職員及び当該総合支所の所管区域内のまちづくりセンターに属する職員が相互に連絡、相談等を行う体制を整備しなければならない。

2 総合支所は、第6条から第10条までに規定するまちづくりセンター等の機能の充実強化を図るため、区民等に対するまちづくりに関する学習の機会の提供、区民等の利用に供する公の施設の運営その他の必要な支援に努めるものとする。

(相互連携支援の機能等の充実)

第15条 総合支所は、区民等の相互連携を促進するため、その地域における活動及び人材に関する情報並びにその所管する業務の専門性を活かした支援に努めるものとする。

(課題解決等に向けた措置)

第16条 総合支所は、多様な区民参加の機会を設け、区民等の意見並びに地区及び地域の課題を把握し、その解決に取り組むとともに、課題の解決に向けた本庁との協議その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

第4節 その他の措置

(地域特性に即した計画の策定等)

第17条 本庁は、区政運営に係る計画を策定し、又は施策を立案する際には、地域行政制度の意義及び目的を踏まえ、地域特性に即した計画又は施策となるよう、総合支所との協議その他の必要な措置を講じるものとする。

(組織の整備)

第18条 区長は、第5条から第17条に規定する地域行政制度の充実強化に資するよう、区における行政のデジタル化の推進状況等を踏まえ、まちづくりセンター、総合支所及び本庁の組織を適切に整備するよう努めなければならない。

(職員の育成)

第19条 区長は、第5条から前条までに規定する地域行政制度の充実強化に必要な知識及び技能を有する職員の育成に努めなければならない。

2 区長は、前項に規定する職員を育成するため、研修の実施、民間事業者等との人事交流その他の必要な措置を講じなければならない。

(情報システム等の環境の整備)

第20条 区長は、第4条第4号に規定する基本方針を踏まえ、地域行政制度の充実強化に必要な情報システム及び情報通信ネットワークを整備しなければならない。

第3章 地域行政推進計画等

(地域行政推進計画)

第21条 区長は、地域行政の推進に関する施策についての基本的な計画（以下「地域行政推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 区長は、地域行政推進計画の策定に当たっては、区民等の意見を聴く機会を設けなければならない。

3 区長は、地域行政推進計画に基づく地域行政の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、毎年、公表しなければならない。

(区民等の意見聴取)

第22条 区長は、地域行政の推進に関する状況について、定期的に、区民等の意見を聴く機会を設けなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。